

壱岐市農業委員会定例会（平成29年2月）

議 事 録

1. 開催日時 平成29年2月27日（月） 午後4時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 27名
4. 欠席委員 …… 委員 …… 委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …… 委員 …… 委員
 - 第2. 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第11号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第13号 平成28年度農用地利用集積計画の承認について
(第6回)

7. その他

開 会 （ 午後 4 : 0 0 ）

事務局 皆さん、こんにちは。ご案内の時間になりましたので、只今から平成29年2月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…委員さん、…委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は30名中28名で定数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長

【会長挨拶】

それでは、座らせて頂きます。早速でございますが、これより議事に入たいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…委員、…委員をお願いをいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局、…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請

について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が6件あがっております。受け手は全て個人ですので法人要件の適用はありません。また、農地を売り渡すこと等を目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、売買、贈与ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、全部効率利用要件、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと、農作業常時従事要件、取得側が年間150日以上従事していること。下限面積要件、取得後の面積が50アール以上かどうか。地域との調和要件、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

4番 土地の所在

郷ノ浦町柳田触・・・	田	454m ²
同じく	田	1,973m ²
同じく	田	134m ²
同じく	畑	849m ²
同じく	畑	863m ²
同じく	畑	641m ²
同じく	田	700m ²
同じく	畑	1,424m ²

田が4筆で3,261m²、畑が4筆で3,777m²計8筆の7,038m²

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は田が9,560m² 畑が11,566m² 計21,126m²です。

申請理由、譲渡人、島外に居住し、高齢で耕作できないので贈与する。

譲受人、現に耕作しており、受贈後も引き続き耕作に従事する。ということ。権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・アスパラガスです。農機具はトラクター、田植機、ホイルローダー、軽トラックです。稲刈は委託をされてあります。農作業暦は本人、妻共に2年、父50年、母45年です。通作距離は遠いもので700mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要

件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり水稻等を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月20日に・・・委員さんと譲り受け人のお父さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・番・・・委員。

・・・委員

担当の・・・です。20日に事務局と・・・さんの父親、・・・さんとで現地確認をいたしました。・・・さんは・・・さんの叔母にあたられます。島外に住まわれて高齢の上、農地を継ぐ人がいないという事です。既に・・・さんが耕作されており何ら問題はないかと思われまます。どうぞよろしくお願いいいたします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、4番は決定いたします。

続きまして、5番の説明を求めます。

事務局

はい、5番であります。大変申し訳ありません、理由欄の権利の設定内容が漏れておりますので、権利の設定内容（贈与）を記入願います。お手数をおかけします。土地の所在

勝本町立石東触・・・ 田 1, 042 m²

同じく 田 2, 635 m²

勝本町立石東触・・・ 畑 1, 617 m²

勝本町立石東触・・・ 田 195 m²

田が3筆で3, 872 m²、畑が1筆で1, 617 m²計4筆の5, 489 m²

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は田が3, 872 m² 畑が1, 617 m² 計5, 489 m²です。

申請理由、譲渡人、後継者へ生前贈与する。

譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・野菜です。農機具は、耕耘機、田植機、軽トラックです。バインダー、ハーベスターは親戚から借りてあります。農作業暦は本人が5年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月20日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 只今説明を頂きましたように何ら問題はないと思いますが、担当委員として補足をしたいと思います。2月20日に事務局ご両名と譲受人の・・・さんと同時立ち会いの下、現地を確認しました。譲渡人と譲受人は親子関係ですが譲受人・・・さんは、これまでズート佐賀県の方に家を建てられて、家族で生活されていたという事です。その間、親である・・・さんの方が人に頼んだり、雇ったりして耕作をしてあったという事です。高年齢であられて特養ホームに入所されてからは、しばらくの間は、耕作放棄状態であったという事です。ですが、特養ホームに入られた後、息子さんである・・・さんは、時々帰られて田、畑を一応面倒みてあったという事です。耕作までには至らずに2年位前に帰られて荒れ放題になっておった田んぼを自力で開墾して、昨年作付けをされて稲の収穫をしてあります。今後も単身で帰られてから農地の管理もするし耕作もするという事でありました。それで問題はないと思うんですが、農地は家の前に畑が1枚、約150m位先に田んぼの2筆があります。もう一枚小さいやつが2Km位先に1枚あります。その1枚は外の人農地と同じ水面で「わのう」状態で1筆になっております。それは隣の人が耕作をして、共同作業をしてあるという事でした。今後もそういった事で耕作をするという事でありましたので、親がおられる間は生前贈与を受けて、今後、耕作に従事するという事でありました。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、5番も決定いたします。

続きまして、6番の説明を求めます。

事務局 はい、6番 土地の所在、
勝本町本宮仲触・・・・ 田 674㎡
譲渡人、・・・・・・
譲受人、・・・・・・

経営地は田が26,018㎡ 畑が5,671㎡ 計31,689㎡です。

申請理由、譲渡人、譲渡人の要望により売却する。譲受人、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻、飼料です。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、ハーベラー、軽トラックです。農作業暦は本人が2年、父母共に40年です。通作距離は、500mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

・委員さんの担当地区であります。ご病気で欠席の届が早目にあっておりましたので、2月20日に委員さんと譲受人のご両親立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。
・委員 番。

議長 はい、番委員。

委員 譲受人は、肉用牛と水稻を中心に経営をなさっておられます。売買した土地につきましては、水稻と飼料作物を作付けするという事でございます。問題はないかと思えます。どうぞよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、6番は決定いたします。

続きまして、7番の説明を求めます。

事務局 はい、7番 土地の所在

芦辺町中野郷西触・・・	田	1, 3 2 2 m ²
同じく	田	5 3 7 m ²
同じく	田	8 3 m ²
同じく	田	1, 0 0 6 m ²
同じく	田	2 6 3 m ²
同じく	田	7 7 1 m ²
芦辺町中野郷本村触・・・	田	6 9 0 m ²
芦辺町中野郷本村触・・・	畑	3 2 5 m ²
同じく	畑	6 9 4 m ²
同じく	畑	4 9 0 m ²
芦辺町中野郷本村触・・・	田	6 8 4 m ²
芦辺町中野郷本村触・・・	田	2, 0 3 1 m ²
芦辺町中野郷本村触・・・	田	1, 6 8 5 m ²

田が10筆で9,072㎡、畑が3筆で1,509㎡計13筆の10,581㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が9,072㎡ 畑が1,509㎡ 計10,581㎡です。

申請理由、譲渡人、後継者へ生前贈与する。

譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・野菜です。農機具は、トラクター、田植機、バインダー、ハーベスター、軽トラックです。農作業暦は本人が7年、父40年、母30年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月20日に・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、7番・・委員。

・・委員 今、事務局が申した通り20日に現地で確認をいたしました。畑については野菜、田んぼについては、水稻とWCS、これは畜産農家と飼料契約をしておられまして、今後も作付けするとの事で別に問題はないと思われまして、よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、7番も決定いたします。

続きまして、8番の説明を求めます。

事務局 はい、8番 地目につきましては、現況地目のみを読み上げます。

土地の所在

芦辺町住吉山信触・・・ 田 1,163㎡

芦辺町住吉山信触・・・ 田 756㎡

同じく 田 3,304㎡

同じく 田 967㎡

芦辺町住吉山信触・・・ 畑 443㎡

芦辺町住吉山信触・・・	田	7 5 5 m ²
同じく	畑	1 9 6 m ²
同じく	田	1 6 0 m ²
同じく	田	1, 3 8 4 m ²
同じく	田	8 7 1 m ²
芦辺町住吉山信触・・・	田	5 2 3 m ²
同じく	田	4 7 0 m ²
同じく	田	1, 1 7 8 m ²

田が11筆で11, 531 m²、畑が2筆で639 m²計13筆の12, 170 m²

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が35, 634 m² 畑が717 m² 計36, 351 m²です。

申請理由、譲渡人、二男へ生前贈与する。

譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料です。農機具は、トラクター、田植機、脱穀機、コンバイン、軽トラックです。農作業暦は本人が10年、母40年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月20日に・・・委員さん立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 贈与という事で、別に問題はないと思いますので、よろしく願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、8番も決定いたします。

続きまして、9番の説明を求めます。

事務局 はい、9番 土地の所在、

芦辺町住吉前触・・・ 田 9 1 4 m²

同じく	田	1, 077 m ²
同じく	畑	1, 180 m ²
同じく	田	1, 215 m ²
芦辺町住吉前触・・・	畑	480 m ²
芦辺町住吉後触・・・	畑	1, 838 m ²
同じく	畑	1, 228 m ²
同じく	畑	145 m ²
同じく	畑	174 m ²
同じく	畑	2, 755 m ²
芦辺町住吉後触・・・	畑	428 m ²

田が3筆で3, 206 m²、畑が8筆で8, 228 m²計11筆の11, 434 m²

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が21, 465 m² 畑が9, 605 m² 計31, 070 m²です。

申請理由、譲渡人、後継者へ生前贈与する。

譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・麦です。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラックです。農作業暦は本人が6年、父50年、母25年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

2月20日に・・・委員さん立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 これも贈与という事で別に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、9番も決定いたします。

続きまして、議案第11号「農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、何度も申し訳ありませんが議案の修正をお願いいたします。譲受人となっておりますが、申請人に変更願います。お手数をおかけします。議案第11号「農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について」、買受適格証明願が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

本案件につきましては、農地の競売に参加する者が農地法上、買い手として適格であるかを判断し、買受適格証明書を交付するものであります。この適格証明書の交付を受けることで初めて競売に参加することができます。

買い手としての適格であるかの判断につきましては、通常の農地法第3条の許可基準と同様の判断をするものとなっております。

なお、事務処理の迅速化を図るため、買受適格証明書の交付を受けた者が裁判所の最高価格買受申人等の決定を受け、後日、農地法の許可申請が提出され、その申請内容が当該買受適格証明願申し出時と事情が異なっていないと会長が認めた場合には、許可相当とする旨の附帯決議もあわせてお願いするものであります。

番号1 土地の所在

芦辺町中野郷東触・・・ 畑 1, 503㎡

芦辺町中野郷東触・・・ 畑 338㎡

同じく 田 731㎡

同じく 田 1, 366㎡

同じく 田 1, 205㎡

同じく 田 285㎡

田が4筆で3, 587㎡、畑が2筆で1, 841㎡計6筆の5, 428㎡

申請人、・・・・・・・・・・

経営地は田が7, 818㎡、畑が5, 161㎡で計の12, 979㎡です。

申請理由、自己所有地の近くで耕作するにも利便性が良いことから、競売入札に参加し、買い受け申し出をしたい。というものです。

「全部効率利用要件」、経営状況は、主に水稻と飼料の作付けです。農機具はトラクター、畦塗機、溝切機、軽トラです。田植機は共同のものを利用されております。稲刈については、委託をされております。農作業暦は40年です。通作距離は遠いもので800m程です。

これらの状況から、農地の全部効率利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事です。

「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻等を作付ける予定であり周辺への問題は無いと判断しております。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを

満たしていると考えます。

2月20日、・・・委員さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 20日に事務局と本人はどうしても仕事の都合で出席できないという事で前もって、一寸、電話でお話をしました。今、申しますように直ぐ近くでして、トラクターで1分で行けるようなさきでありますし、ここの理由欄に書いてありますとおりに一応これで参加したいなあということで、本人が申しております。よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第11号は決定いたします。

続きまして、議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。2番の説明を求めます。

事務局 議案第12号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

2番 土地の所在

勝本町大久保触・・・ 畑 1, 005 m²

同じく 畑 1, 313 m²

計2筆で2, 318 m²

転用目的 農業用施設用地

貸付人、・・・・・・・・・・

借受人、・・・・・・・・・・

申請理由 長崎県畜産クラスター構築事業を活用して牛舎等を建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は使用貸借権です。・・・番は農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。・・・番は農振農用地区域内の農地で用途区分変更が県の同意を得て平成29年1月31日に完了いたしております。位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。農振農用地区区分変更の折、・・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・・・委員 ・番。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 本件は、畜産クラスター事業によりまして、50頭規模の繁殖牛舎を建築

するという事でございます。管理につきましては、大久保触の近隣の方があたられるという事で問題はなかろうかと思えます。農振の用途区分変更の折に説明したとおりでございます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第12号2番は意見を付して進達いたします。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局

3番 土地の所在

石田町石田西触・・・ 田 1, 033㎡

転用目的 事務所、倉庫、資材置場

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由 勤めで大工をしているが独立を計画しており、申請地を事務所、倉庫及び資材置場として利用したいので申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は10頁から12頁です。

2月20日、・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・委員。

・・・委員 只今の説明のとおりで2月20日に現地確認並びに当人・・・さんとお話し致しました。その結果、家の近くに適当な倉庫、事務所を置く用地がない為に、国道沿いのより利便性の良い所、それを活用して、大工の本業をやりたいというような事で、今の事務局の説明のとおりでございます。そういうような事で、皆さん方のご協力、判断をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、3番も意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第13号 「平成28年度 農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、13頁をお願いします。

議案第13号 「平成28年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度6回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は57件、借手が42人、貸手が54人です。田が101筆で108,238㎡、畑が52筆で74,129㎡、合計で153筆の182,367㎡です。

この件につきましては、農業委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回この一連について、ご承認を頂きたいと思います。内容につきましては、14頁から18頁に掲載しております。よろしくお願いいたします。

議長

はい、この件につきましては、皆様方の署名、押印を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第13号も決定いたします。それでは、その他の件をお願いします。（事務連絡）皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からの意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。